

○少年相談実施基準の制定について

(平成25年8月29日島少対甲第400号各所属長宛て本部長例規通達)

従来、少年相談に関する業務は、少年警察活動規則施行細則（平成19年島根県警察訓令第37号）、少年相談実施基準の制定について（昭和60年5月13日島防少第349号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）及び少年警察活動規則施行細則の規定に基づく少年相談票等の作成及び取扱いについて（平成12年8月15日島生企乙第591号本部長例規通達）に基づき実施しているところであるが、警察相談を組織的に受理し、処理を行うため警察相談の取扱いに関する訓令（平成25年島根県警察訓令第5号。以下「相談訓令」という。）を制定したことから、少年相談についても、相談訓令に基づき運用することとした。

今後、少年等からの相談を適切に受理し、処理を行うため、新たに別添のとおり「少年相談実施基準」を制定したので、適正な運用に努められたい。

なお、旧例規通達は、平成25年8月29日限り、その効力を失う。

## 別添

### 少年相談実施基準

#### 第1 目的等

- 1 この基準は、県警察における少年相談の実施について必要な事項を定め、もって少年相談の適正かつ効果的な実施に資することを目的とする。
- 2 県警察における少年相談の基準は、少年警察活動規則施行細則（平成19年島根県警察訓令第37号。以下「細則」という。）及び警察相談の取扱いに関する訓令（平成25年島根県警察訓令第5号。以下「相談訓令」という。）によるほか、この基準で定めるところによる。

#### 第2 少年相談の意義

この基準において「少年相談」とは、少年又はその保護者その他の関係者(以下「少年等」という。)から、少年の非行防止、要保護児童の保護その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、当該事案の内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助(以下「指導等」という。)を行うことをいう。

#### 第3 少年相談担当責任者及び少年相談担当者の指定

- 1 警察本部にあつては生活安全部少年女性対策課長、警察署にあつては生活安全課長又は生活安全刑事課長(課長制のない警察署にあつては、生活安全刑事係長)は、少年相談担当責任者として少年相談の処理を統括するものとする。
- 2 少年相談担当責任者は、警察職員の中から少年相談を処理するために必要な知識及び技能を有すると認められる者を少年相談担当者に指定し、少年相談の処理に従事させるものとする。

#### 第4 少年相談の受理

警察職員は、少年等から少年相談があった時は、当該事案の内容を正しく把握し、相談訓令の規定により、遅滞なく受理するものとする。

#### 第5 少年相談の処理

- 1 警察職員は、受理した少年相談は、相談訓令の規定により処理するものとする。
- 2 少年相談担当者は、受理し、又は引継ぎを受けた少年相談について、次の措置をとるものとする。
  - (1) 当該事案の内容からみて、自己の判断で事案の解決を促すことができると認められる軽微なものについては、適宜指導等を行うものとする。
  - (2) 指導等に当たり、十分な検討を要すると認められるもの及び措置の選択について慎重を期す必要があると認められるものについては、少年相談担当責任者の意見を聴いた上で措置をするものとする。
  - (3) 少年相談に係る事案を解決するため、当該少年相談において問題となっている少年(以下「対象少年」という。)自身に面接し、これに対する指導等を行うことが必要であると認められるときは、対象少年の保護者と連絡を取り、対象少年を適当な場所に招致して行うものとする。

- (4) 対象少年に対して相当期間継続して指導等を行うことが必要であると認められる場合は、対象少年の性格を把握した上で、細則第13条の規定による継続補導の実施について少年相談担当責任者に申し立てること。
- (5) 継続的に指導等を行った結果、他の所属又は関係機関において取り扱う方がより効果的であると認められるときは、対象少年等に対し引継先、連絡方法等を教示するとともに、これを当該所属又は関係機関に引き継ぐものとする。

## 第6 運用上の配慮事項

- 1 少年相談は、少年等が気軽に出入りでき、かつ落ち着いて相談ができる場所において行うように配慮するものとする。
- 2 少年相談の実施に当たっては、少年等の心情を十分に考慮して行うとともに、秘密の保持に特に配慮するものとする。
- 3 少年相談担当者は、少年の特性を理解し、少年等からの話の聴き方や、指導等の行い方など、その個別の事情に応じた対応技術の習得に努めるとともに、関係機関、団体の所在やその機能について十分理解し、情報交換をするなど関係機関、団体との連携の強化にも配慮するものとする。
- 4 少年相談の利用を促進するため、あらゆる機会を捉え広報に努めるとともに、警察施設の来庁者に分かりやすい表示を掲げるものとする。